平成２４年（フ）第９３３号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘１棟813号
債務者　大下　佳子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５３号
三重県松阪市小津町945番地１　ＭＯⅥ102号、前住所三重県松阪市中道町234番地12
債務者　福永　成美
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７８号
三重県津市安濃町粟加910番地
債務者　野呂　公惠
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８１号
三重県亀山市羽若町824番地２、前住所三重県鈴鹿市小田町998番地の72
債務者　松浦　清則
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８２号
三重県亀山市羽若町824番地２、前住所三重県鈴鹿市小田町998番地の72
債務者　松浦奈緒美
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８６号
三重県亀山市布気町852番地２　アイルーム亀山上道野301号、前住所大阪府八尾市宮町２丁目９番10―308号
債務者　丸田　　孝
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８８号
三重県津市久居持川町2281番地　セジュール持川101号
債務者　鎌倉　鐵治
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９０号
三重県鈴鹿市徳居町96番地の１
債務者　豊田　寛和
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４４号
神戸市須磨区北落合１丁目１番310―403号
債務者　後藤　正子
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７９号
兵庫県三木市志染町青山６丁目11番地の６、従前の住所兵庫県三木市さつき台２丁目８番地の４
債務者　橘　　晴代
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６号
山口県萩市大字堀内274番地11
債務者　磯部　勝正
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第１４号
山口県萩市大字椿2877番地３
債務者　吉屋　徳彦
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第９９号
愛媛県松山市石手５丁目８番８号　損保ジャパン道後寮102
債務者　佐藤恵美子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１号
福岡県筑後市大字山ノ井534番地４　プレ・アジュール202号
債務者　藤川　裕樹
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第１０２号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷389番地１　山口アパート
債務者　山口　和彦
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
岩手県岩手郡雫石町西安庭第15地割88番地25
債務者　三浦　敏彦
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１０１５号
愛知県大府市長根町２丁目６番地　レオパレス追分304号
債務者　水谷　裕二
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部